

発議案第2号

天理市政治倫理条例の一部改正について

標記の件につき、別紙のとおり地方自治法第112条及び天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成29年6月22日提出

天理市議会議員	飯	田	和	男
〃	内	田	智	之
〃	加	藤	嘉	久次
〃	東	田	匡	弘
〃	中	西	一	喜
〃	仲	西		敏

天理市政治倫理条例の一部を改正する条例

天理市政治倫理条例（平成23年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び議員の配偶者」を「若しくは議員の配偶者若しくは1親等の親族」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天理市政治倫理条例の規定は、この条例の施行の日以後に任期が開始する市長等及び議員である者に適用する。